

重要事項説明書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）

1. 当事業所の概要

事業所名	地域包括支援センター 鎌倉静養館
所在地	神奈川県鎌倉市由比ガ浜4丁目4番30号
事業者指定番号	1402100075
管理者・連絡先	萩原 克（0467-23-9110）
サービス提供地域	由比ガ浜、笹目町、佐助、長谷、坂ノ下、極楽寺、稲村ガ崎

2. 事業所の職員体制等

職 種	常勤・兼務	非常勤・兼務	常勤・専任	非常勤・専任
管 理 者	1名	0名	0名	0名
主任介護支援専門員	1名	0名	0名	0名
保健師・看護師	1名	0名	0名	0名
社会福祉士	1名	0名	0名	0名
介護支援専門員	2名	0名	0名	0名
事務員	0名	0名	0名	0名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業員に法令及び運営規程を遵守させるため必要な命令を行う。

担当職員は、指定介護予防支援及び、介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。

3. 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日（年末年始の12月30日から1月3日を除く）

8時30分から17時30分まで

4. サービス利用料及び利用者負担

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント支援の内容	提供方法	介護保険等適用の有無	1か月当たりの料金	1か月当たりの利用料
① 利用申し込み受付・契約締結	契約書別紙に掲げる「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容」を参照ください。	①～⑨は一連業務として介護保険給付又は介護予防・日常生活支援総合事業費支給の対象となります。	■介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費 8,199円 ■初回加算 （新規に計画を作成した場合） 4,884円 ■委託連携加算 （居宅支援事業所に委託した場合の初月のみ） 3,315円	介護保険給付費または地域支援事業費から全額給付される場合には、利用料を支払う必要はありません。（法廷代理受領の場合）
② アセスメント 【利用者宅訪問・面接】				
③ 介護予防サービス計画の作成				
④ 介護予防サービス事業者との連絡調整				
⑤ サービス実施状況の把握、評価				
⑥ 利用者状況の把握				
⑦ 給付管理				
⑧ 要介護（支援）認定申請に対する協力、援助				
⑨ 相談業務				

※介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領の場合に利用者の負担はありません。但し、保険料滞納による給付制限等により、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合は、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付致します。※今後、介護予防支援等の月額利用料金は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の改正により変更となることがあります。

※介護職員の処遇改善に係る加算を算定する場合があります。当該加算は利用者負担には影響しません。なお委託先がある場合は、当該加算相当分を適切に配分します。（加算率は制度により変更されることがあります。）

5. 運営方針

- ①利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮し、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の提供がされるよう支援します。
- ②介護予防支援等の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。
- ③介護予防支援等の実施に当たり、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携や関連情報の活用を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④介護予防サービス計画書に介護予防サービス事業所を位置付ける際には、複数の事業所を紹介します。また、求めに応じて当該事業所を位置付けた理由を説明します。
- ⑤利用者の人権擁護、虐待防止等の為に必要な体制整備と、従業員に対して研修等を実施致します。
- ⑥虐待防止対策を検討する委員会及び職員への研修を定期的に開催します。
- ⑦感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する為の事業継続計画を策定し、研修及び訓練の定期的な実施と見直しをします。また、感染症の予防・まん延防止のための指針を整備し、職員への研修及び訓練を定期的に実施します。
- ⑧ハラスメント対策として、
 - (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
 - (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を行った場合には、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合には、契約を解除する場合があります。＊別紙「サービス利用に際してのお願い」を参照
- ⑨介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業者に委託する場合には、第8項にその先を記載致します。
- ⑩身体拘束等の適正化の推進について
 - (1) 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
 - (2) 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、態様・時間、その際の利用者の心身の状態と緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性を満たす）を記録します。

6. 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスに対する相談や苦情については、次の窓口でお受けします。

地域包括支援センター 鎌倉静養館	相談員	萩原 克
	電話/FAX	0467-23-9110 / 0467-23-9118
	対応時間	8時30分から17時30分まで（月曜日から土曜日 祝祭日を除く）

公的機関においても、次の機関で苦情申し立て等ができます。

鎌倉市 介護保険課	所在地	鎌倉市御成町18番10号
	電話	0467-23-3000
	対応時間	8時30分から17時まで（月曜日から金曜日 祝祭日を除く）

神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠木町27番地1号
	電話番号	045-329-3447（直通）
	対応時間	8時30分から17時15分まで（月曜日から金曜日 祝祭日を除く）

7.当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 鎌倉静養館
代 表 者 名	理事長 西崎 猛之
所在地・連絡先	神奈川県鎌倉市由比ガ浜 4 丁目 4 番 30 号 電話 0467-22-8021
業 務 の 概 要	社会福祉法・介護保険法・児童福祉法に基づく社会福祉事業による、地域福祉貢献

8.介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 委託先 居宅介護支援事業者

事 業 者 名	
所 在 地	
管理者・連絡先	

【説明確認欄】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者名 地域包括支援センター 鎌倉静養館

担当者 _____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 _____

代理人または立会人

氏名 _____